

反社会勢力への対応

①当社の反社会的勢力排除に関する基本方針

当社では、反社会的勢力排除に関し、以下の基本方針で臨んでいます。

基本方針

1. 反社会的勢力とは「関係を「もたない」
2. 反社会的勢力を必要以上に「恐れない」
3. 反社会的勢力に「金品・権益を提供しない」
4. 反社会的勢力を絶対に「利用しない」

②約款における反社会的勢力に対する重大事由による解除

各保険会社は、保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、次の一いずれかに該当する場合等、重大事由により保険契約を解除することを約款に明記しています。

■ 重大事由により保険契約を解除する場合

- ・暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ・保険契約者または保険金・給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ・その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること